

選別体制を拡大する共通テスト



佐々木 享

臨時教育審議会第一次答申は、当面の具体的改革提言の一つとして、「共通テスト」導入提案を中心とした大学入学者選抜制度の改革を掲げている。

この第一次答申は、「高等教育の高度化・個性化」の題目のもとに、(1)従来の大学、短期大学などの設置基準の在り方、内容やその運用の抜本的な見直し、「一般教育」および「専門教育」の在り方の見直し、等を含む「高等教育機関の多様化・個性化」、(2)大学と産・官および種々の研究所などの提携、機能分担を含む「学術研究の在り方と大学院」、(3)大学教員の教育研究活動の評価、教授会を含む大学の組織・運営、設置形態や財政の在り方に対する根本的な検討の三課題を含む「高等教育機関の組織・運営」

を臨教審の「主要課題」のなかに位置づけている。これらは、臨教審が大学設置基準や大学自治の在り方を含む高等教育の抜本的改革を企図していることを示している。しかし第一次答申はこれらの改革の内容をまだ展開してはいない。

そこでここでは、大学そのものの在り方に関する抜本的改革の動きが今後に残されていることに留意しながら、今回第一次答申の重要な目玉の一つとされている大学入学者選抜制度改革の意義を検討してみることとする。

「自由」のない共通テスト実施

第一次答申は、「偏差値偏重の弊害を是正するために、

各大学はそれぞれ自由にして個性的な入学者選抜制度を行うよう入試改革に取り組むことを要請する」と述べ、つづいて「現行の国公立大学共通一次試験に代えて、新しく国公私立を通じて各大学が自由に利用できる『共通テスト』を創設する」と提言している。

答申はこの提言につづけて、(1)共通テストの種々な利用方法、(2)各大学のアドミッション・オフィス（入試担当部門）の設置または強化、(3)受験生の能力、適性、志望に応じた適切な進路指導体制の創設、(4)国立大学の受験機会の複数化、(5)高校職業学科卒業生や帰国子女などには選抜面で配慮する選抜方法の多様化、(6)共通テスト実現や大学入試センター改組などの検討の場の創設、などにつき附隨的な説明をくわえている。

このなかには、(1)のような各國公立大学から出されている要求も含まれているし、(2)のように国立大学協会（国大協）で現に検討されている問題もある。(3)は既に一部の大学では検討の段階を超えて実施されている事項もある。(4)は新しい提案ではあるが、主要には共通テストの実施主体となる新しい大学入試センターのそなえるべき機能の提言とみてよいであろう。要するに、答申の中心は共通テストの創設という点にしほることができる。

これに関連した論点はいくつもあるが、第一に、この新しい共通テストを利用しない自由が公私立大学のみでなく

個々の国立大学にあるのかという問題をとりあげよう。もし国立大学には共通テストを採用しない自由がないのだとしたら——筆者はそう考へてゐるのだが——、共通テストは、実施主体の変更された現行の共通一次試験に公立大学のほか、全部ではないにせよかなりの数の私立大学が新たにくわわることになるのだ、と考えることができる。そならば招來されるであろう事態はわかりやすい。

この点について四月二四日に発表された「審議経過報告（その二）」（以下たんに「審議経過報告」という）には、「各大学は、自主的な判断により、これ（共通テストをさす——引使用者）を利用するか否か、利用するとしてもどのようない用方法をとるかを自由に決定する」というこれだけを取り出してみると疑問の余地のない表現が含まれていた。しかし「審議経過報告」は、つづけて、「もとより、国立大学協会あるいは大学の種々なグループ内で協議して共通に利用することも妨げない」と書いていた（この採否の自由については、表現は多少異なるが答申にも残っている。また「もとより」以下の文章は、そつくりそのまま答申にも含まれている）。つまり「審議経過報告」や答申には、公私立大学のみならず個々の国立大学にも、(1)どのように利用するかの自由だけでなく、(2)採用するか否かの自由もあるかのようになされ得る表現が含まれているのである。

そこでたとえば浜林正夫は「審議経過報告」のこの部分

について、予想はかなり難しいが、「全体としていえば私立大学における共通テスト利用度はかなり低いと予想される」と述べ、国公立大学については、「現在共通一次と重複するような学科試験を二次試験で課しているところ（これは旧制当時からの大学に多い）は共通テストのウェイトを軽くしながらこれを利用するのではなかろうか。ただしこの場合も全面利用ではなく、特定教科だけのつまみ食いになる可能性が大きい」「現在、二次試験に学科試験をあまり課していないところは……序列化を目指たないようにながら部分的に共通テストを利用するということであろう」といつている。こうして、「全体としていえば共通テストはあまり利用されず、しだいに影がうすくなつてゆくのではないか」「もし共通テストの『自由化』がこのような結果になるとするなら、それは事実上は共通一次実施以前の状態にもどることになるであろう」という（浜林正夫「共通一次の改善」『季刊教育法』第五七号、一九八五年七月）。慎重な言いまわしであるが、共通一次の安樂死が予想されるというわけである（もつとも、国立大学に共通テストを採用しない自由がある、とは浜林も考えていないことは重要である）。

しかし問題は、国立大学に共通テストを採用しない自由があるかなどという点にあるのではなく、国公立大学が必ず採用しなければならないのは現行の共通一次方程式の場

合と同様にむしろ自明のこととされているのであり、私立大学に採用しない自由があるか否かという点にあることが「と述べ、国公立大学については、「現在共通一次と重複するような学科試験を二次試験で課しているところ（これは旧制当時からの大学に多い）は共通テストのウェイトを軽くしながらこれを利用するのではなかろうか。ただしこの場合も全面利用ではなく、特定教科だけのつまみ食いになる可能性が大きい」「現在、二次試験に学科試験をあまり課していないところは……序列化を目指たないようにながら部分的に共通テストを利用するということであろう」といつている。こうして、「全体としていえば共通テストはあまり利用されず、しだいに影がうすくなつてゆくのではないか」「もし共通テストの『自由化』がこのような結果になるとするなら、それは事実上は共通一次実施以前の状態にもどることになるであろう」という（浜林正夫「共通一次の改善」『季刊教育法』第五七号、一九八五年七月）。慎重な言いまわしであるが、共通一次の安樂死が予想されるというわけである（もつとも、国立大学に共通テストを採用しない自由がある、とは浜林も考えていないことは重要である）。

しかし問題は、国立大学に共通テストを採用しない自由があるかなどという点にあるのではなく、国公立大学が必ず採用しなければならないのは現行の共通一次方程式の場

合と同様にむしろ自明のこととされているのであり、私立大学に採用しない自由があるか否かという点にあることが「と述べ、国公立大学については、「現在共通一次と重複するような学科試験を二次試験で課しているところ（これは旧制当時からの大学に多い）は共通テストのウェイトを軽くしながらこれを利用するのではなかろうか。ただしこの場合も全面利用ではなく、特定教科だけのつまみ食いになる可能性が大きい」「現在、二次試験に学科試験をあまり課していないところは……序列化を目指たないようにながら部分的に共通テストを利用するということであろう」といつている。こうして、「全体としていえば共通テストはあまり利用されず、しだいに影がうすくなつてゆくのではないか」「もし共通テストの『自由化』がこのような結果になるとするなら、それは事実上は共通一次実施以前の状態にもどることになるであろう」という（浜林正夫「共通一次の改善」『季刊教育法』第五七号、一九八五年七月）。慎重な言いまわしであるが、共通一次の安樂死が予想されるというわけである（もつとも、国立大学に共通テストを採用しない自由がある、とは浜林も考えていないことは重要である）。

しかし問題は、国立大学に共通テストを採用しない自由があるかなどという点にあるのではなく、国公立大学が必ず採用しなければならないのは現行の共通一次方程式の場

合と同様にむしろ自明のこととされているのであり、私立大学に採用しない自由があるか否かという点にあることが「と述べ、国公立大学については、「現在共通一次と重複するような学科試験を二次試験で課しているところ（これは旧制当時からの大学に多い）は共通テストのウェイトを軽くしながらこれを利用するのではなかろうか。ただしこの場合も全面利用ではなく、特定教科だけのつまみ食いになる可能性が大きい」「現在、二次試験に学科試験をあまり課していないところは……序列化を目指たないようにながら部分的に共通テストを利用するということであろう」といつている。こうして、「全体としていえば共通テストはあまり利用されず、しだいに影がうすくなつてゆくのではないか」「もし共通テストの『自由化』がこのような結果になるとするなら、それは事実上は共通一次実施以前の状態にもどることになるであろう」という（浜林正夫「共通一次の改善」『季刊教育法』第五七号、一九八五年七月）。慎重な言いまわしであるが、共通一次の安樂死が予想されるというわけである（もつとも、国立大学に共通テストを採用しない自由がある、とは浜林も考えていないことは重要である）。

しかし問題は、国立大学に共通テストを採用しない自由があるかなどという点にあるのではなく、国公立大学が必ず採用しなければならないのは現行の共通一次方程式の場

ここからは、必要な大学入試法によって強制することもあり得るという圧力がかけられる状況のもとで、国公立大学のみならず多くの私立大学も自らの自由意志で共通テストを採用することになる、という事態が予想される。そうだとすると、国公立大学とかなり私立大学の入学者選抜に共通の尺度が採用されることになるから、利用の仕方に多少のバラエティがあるから全く一律ということにはならないにしても、受験産業のいう学部・学科の難易別選別体制はいつそう強化されるとみなくてはならない。

臨教審にとっての言い逃れの道は、臨教審としては画一的な利用法を推奨しているわけではなく、自由にして多様な利用法を求めているのだから、画一化してくるとすればそれは各大学の対応の仕方がいけないのだということになる。共通一次についても同様のことが指摘されてきた。

いざれにせよ、臨教審の「自由化」論議とは全く反対に、共通テストについては、各大学にとっての採否の自由は、現在の国立大学に推せん入学等の特別な場合以外に採用しない自由が認められないと同じように、事実上極度に制限されたものとなることを予想しなくてはなるまい。

共通テスト実施への道

臨教審の第一次答申が出される一週間前の六月二〇日、国大協は現行の共通一次試験の利用法改訂を中心とした入

試改革案を決定した。改革の骨子は、①共通一次の試験科目数は、現行の五教科七科目から『現代社会』と『理科I』の二科目を削り五教科五科目とする（ただし職業学科出身者には『現代社会』と『理科I』の選択を認める）、②受験教科の選択は基本的に各大学にゆだね、大学・学部によつては四一二教科も認める、③ただし大勢は五教科受験が望ましいとする、④受験機会の複数化に向けて積極的に検討する、などで、科目削減などは一九八七年春から実施したいとしている。

国大協がこのような改革案を提起した背景には、国公立大学の受験科目と私大のそれとの間に差があり過ぎることがいわゆる国公立離れの原因の一つになつてゐるなどの認識が指摘されているが、同時に六月二一日の『朝日新聞』が指摘したように、「国大協が自ら改革をしなければ、首相直属の國の審議会が改革に手を入れてくる。大学側の自治に対する危機感が、多少の批判や不満はある、今回の案に九十五大学をまとまらせた」という面があることは見逃せない。臨教審の共通テストには国公立大学はグループ参加する見通しが強いが、「その場合、今回の改革案は、それまでのいわばつなぎの形になる」わけである。

こうした見通しを裏書きするように、七月三日には、藤波官房長官が共通テストは「六十二年四月（入学者の試験）から実行できれば、と考えている」と述べ（『朝日新聞』七月

四日）、翌四日には中曾根首相が藤波発言に賛成し、実施は「早い方がいい」と語ったと伝えられている（同上夕刊）。

元来が政府・自民党側の発想から生まれた共通テストを、中教審（今回の場合は臨教審）答申というかたちでまとめ、さまざまな政治的圧力のもとで国大協自身の改革案として実施に移すという図式は、共通一次試験の導入経過

（大田堯『大学入試制度改革論』一九八二年、総合労働研究所、一〇六一一一ページ、拙著『大学入試制度』一九八四年、大月書店、一七〇一「七六ページ」とほとんど瓜二つである。違っている点といえば、共通第一次の場合には、自民党側が入試法案をちらつかせて圧力をかけていることがスクープされなかつたことくらいだ（のち八三年八月の日本教育学会のシンポジウムにおいて、永井前文相が、七六年当時、文部省内に法律による完全実施を図ろうとする動きがあったと発言している。拙著、前掲書、一七八ページ参照）、歴史的な真実を明らかにするうえで、前掲の『読売新聞』が共通一次の導入経過の中でも法案準備が検討されたとしていることは重要な意味をもつてゐる。

共通テストの原点

ジャーナリズムなどは自由化論議に振りまわされ、共通テストが実施されると、いわゆる偏差値選別体制が国公私立のほとんど全大学に波及する可能性があること、その影

響は他の多少の「改革」の比ではないことをおろそかにしてきたきらいがある。このため、臨教審の第四部会が他の課題に先立つて共通テストをとりあげた理由や背景もあり解明されてこなかつた。

臨教審の専門委員として第四部会に参加している黒羽亮一は、臨教審が共通一次改革にまつ先に取り組んだのは、決して本意ではなく、「これはかなり政治的なものである」と書いている（黒羽亮一「なぜ、今、共通一次から共通テストか」『大学進学研究』第三八号、一九八五年七月）。この背景をさぐつてみよう。

「共通テスト」は、その名称も発想も今回初めて出されたものではなく、一九七一年六月一日の中央教育審議会（中教審）の答申にみられたものである。答申は次のように述べていた。

- (一)高等学校の学習成果を公正に表示する調査書を選抜の基礎資料とすること。
- (二)広域的な共通テストを開発し、高等学校間の評価水準の格差を補正するための方法として利用すること。
- (三)大学がわが必要とする場合には、進学しようとする専門分野においてとくに重視される特定の能力についてテストを行ない、または論文テストや面接を行なつてそれらの結果を総合的な判定の資料に加えること。

差値偏重の受験競争の弊害を是正するために」としていっているところを、後者では高校の調査を活用する目的で高校間の格差補正の手段として、といつてはいる点だけであり、共通テストの導入と、大学が独自に二次試験を実施するとしている点とは全く共通している。前掲の『読売新聞』記事は自民党の文教関係議員は「国民の期待にこたえるために」共通テストを採用すべきだと言ったと伝えている。導入のための目的には受け入れられやすい種々な表現がとられるが、共通テストと大学独自の二次テストという組合せによる選抜方法の創設という点は共通しているわけである。

七一年の中教審答申で注目される点は、この方式を国公立大学にだけ導入することは言つていなかつたことである。換言すれば、共通第一次の方式は七一年の中教審答申の提言にはそつたものの、私立大学を置きざりにして出発したわけである。そこで今次の臨教審答申は、原点に帰つて国公立の全大学にわたつて共通テストを導入しようとしている、とみることができる。

共通第一次試験と二次試験の組み合わせ方式の実績がしめしたように、共通テスト方式は、選別体制を強化するものではあつても、高校の調査書活用に資するものではなかつたし（もちろん、全く活用できないというわけではないが）、まして偏差値選別の弊害を是正するものではなかつた。別の著書で述べたので繰り返すことはやめるが（拙著『大

学入試制度』参照）、七一年の中教審答申や共通第一次試験の実施方式は、六〇年代初頭の能力主義教育政策の一翼をになうべく登場した能研テストが失敗に終つたことについての文部省なりの「反省」から生まれたものであつた。その意味で、臨教審の共通テスト構想はまぎれもなく能力主義教育政策の延長線上にあるといわなくてはならない。

大学入学資格拡大の問題

臨教審の第一次答申のなかで大学入学者選抜制度に直接に関連する提言としては、本稿の冒頭に掲げた事項のほかに、大学入学資格の自由化、彈力化の名のもとに、「修業年限三年以上の高等専修学校の卒業者などに対し、大学入学資格を付与すること」を提言していることが知られる。

一般に、その学校を卒業すれば大学入学資格（実態としては多くは受験資格）が与えられる学校は、教育制度上、中等学校として位置づけられてきた。旧学制下にあつては、中等学校が中学校・高等学校の二段に区分されていた関係で、中学校（および高等女学校）を正規の中等学校とし、これ以外の中学校あるいは高等女学校程度の教育を行なつてゐる学校については、専門学校入学者検定規程（専檢）による指定という手続を介してこれを中等学校に準ずる学校として位置づける方式が実施されていた。

戦後の今日においては、大衆的国民教育機関である高等

学校を中等学校として位置づけたことにより、中等学校に準ずる学校の指定というような制度自体が不要と考えられてきた（今日、大学入学に関する高卒と同等以上の学力ありと文部大臣が指定している者のうち、現存する教育機関で学んだ者としては、海員学校の高等科を卒業し、海技大学校の通信教育部普通科A課程を卒業した者があるのみである）。したがって三年制の高等専修学校卒業者に大学入学資格を与えるという改革は、後期中等教育を高等学校の教育のみ（厳密にはこれに高等専門学校が加わるが）してきた戦後の教育制度理念を崩壊させる可能性をはらんでいる、とみなくてはならない。現在、三年制高等専修学校に設置されている学科の大部分は和洋裁中心の家政関係の学科であるが、少數にせよ商業、工業、文化教養と分類される学科をも含んでいる。臨教審の提言が実施されると、一方では高等学校職業学科とあまり位置づけの変わらない専修学校が出現し、他方で大検（大学入学者検定）コースを設置する予備校にそのまま高等学校と同格の位置が与えられる可能性がある。つまり、一九六〇年代からいわれてきた後期中等教育機関の多様化がいっきょに制度的に実施される可能性があるわけである。

青年の進路選択についての討論を

臨教審答申の大学入学者選抜制度改革提言の最も重要な

特徴は、この選抜の過程に作用するいわゆる大学・学部間格差を少しでも緩和するために行政措置としてとり得る方策を何一つ提言していないことである。それどころか、個性化的名のもとに格差の固定と拡大を図りながら、能力主義的選抜体制をいつそう強化するという図式が答申からは浮かびあがってくる。

青年は未来への希望のない手である。何らかの選抜は不可避だとして手をこまねくのではなく、一方で大学教育の拡張と格差是正の方策を要求するとともに、他方で、青年に希望と励ましを与えるような進路選択に関する指導を強め、その体制をつくりだすことが切実に求められる。

共通第一次試験の導入がもたらした教育界の変化の一つは、選抜体制が強化され、青年が選別体制のもとで苦しめられていることを目の当たりにするなかで、青年の人生選択の問題や、大学入学者選抜の方法の問題に対する関心がかつてなく高まってきたことだ。原理的には大学自治のもとにある大学入学者選抜制度のあり方に対する自覚と反省、くふうが生まれていること、高校と大学との対話の場が求められ、設けられるようになったこともその現われの一つである（この動きは、部分的ではあるが、共通テストの導入という提言を別にすれば、今回の臨教審答申にも反映している）。

青年の進路選択についての討論の環を広げよう。

（名古屋大学・教科研究委員会）